

いじめに関する現状と課題

- ・本校は全県を学区とする学校で各学年80名、計240人の在籍である。多数の小学校から生徒が入学してくることから、いわゆる「中1プロブレム」のように友人関係に端を発する学校不適応が発生しないとは限らない。また、同級生の間だけでなく上級生と下級生との関係にもアンテナをしっかりと張っておく必要がある。
- ・スマートフォンや携帯電話の所持率は県平均よりやや低い、今後高まることが予想される。また、遠距離通学する生徒も多いことからスマートフォン・携帯電話の校内持ち込み許可を申請し、学校に持ってくる生徒も少なくない。このためラインやツイッター等によるいじめの事例が発生することも危惧される。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・上記の「いじめに関する現状と課題」から、本校「いじめ対策委員会」には、学年主任、該当担任をおくことが重要であるとする。部活動内におけるいじめ発生時には、部顧問の参加も考慮の上きめ細かい対応をしていく。
 - ・外部機関によるネットパトロールやSTOPitを活用し、いじめの根源を把握するとともに、早期発見早期対応を図る。
 - ・校訓や学校経営計画に鑑みて目指す生徒像を全教職員で共有し、集会等を活用し生徒の道徳心の涵養に努めていきたい。
- <重点となる取り組み>
- ・道徳の授業や技術科の情報の授業や外部講師を招いての特設授業を中心に、SNSの利用やネット上のトラブルにおける認識を深めるための情報モラル教育を実践する。特に、新入生の指導に力を入れる。
 - ・「人権週間」において、命の大切さなどを学び、自らの考え方を振り返り、自己反省を行いながら、将来いじめの起きない社会を構築していくための心情を養い、自ら実践していく態度を育てる。

| 保護者・地域との連携 | 学 校 | 関係機関等との連携 |
|---|---|--|
| <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校における、いじめ問題対策基本方針をPTA総会等を利用し配付・説明し、保護の理解を得る。また、保護者懇談会、保護者面談等を通じ、意見交換や協議の場を設け取り組みの改善を図る。本校ホームページにも掲載する。 ・市内生徒指導連絡協議会や、学校評議員などの協力のもと、特に学校外の生活に関する情報収集に努め、指導に活かす。 ・学校から保護者に対する諸文書を通じて、本校の取り組みについての情報を提供し、連携を図る。 | <p style="text-align: center;">いじめ対策委員会</p> <p><対策委員会の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行、検証、修正の中核となり、相談窓口や発生したいじめ事案への対応を行う。 <p><対策委員会の開催時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年3回の定例会と、問題発生時の臨時委員会を実施をする。 <p><対策委員会の内容の教職員への伝達></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議で全職員に周知する。 <p><構成メンバー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外 精神科校医(臨床心理士)、SC、SSW ・校内 校長、副校長、生徒課長、主幹教諭、教務課長、総務課長、進路課長、各学年主任、教育相談室長、養護教諭、保健主事、該当担任、(SC、SSW、精神科校医) <p style="text-align: center;">全教職員</p> | <p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会、津山教育事務所、津山市教育委員会、児童相談所、警察署、鶴山塾 等 <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットパトロールによる監視等 ・STOPitの活用 <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒課長 |

学校が実施する取り組み

| | |
|--------------|--|
| ① いじめの防止 | <p>教員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上を目的とした研修を実施する。 <p>他者を認め合える活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲間づくりや他者との関係を良好に築く力を育成する活動を積極的に取り入れる。また、トラブルに気付き、困っている友達に手を差し伸べることができ、いじめを未然に防ぐ力を育てる。 <p>教職員と生徒の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員と生徒が信頼関係を築き、生徒の困り感を敏感に感じ取れたり、生徒が相談しやすい関係づくりをする。 <p>情報モラル教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネチケットを考えるための教育を、入学時に実施する。また、情報の授業を通じて情報モラル教育を充実させる。 |
| ② 早期発見 | <p>実態把握と相談体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケートやいじめアンケート、個人面談、スクールカウンセラーによる教育相談、心理検査(Hyper-QU)を実施し、早期発見に努める。また、月1回実施される各学団会議での生徒情報を集約し早期発見に努める。 <p>情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気になる生徒の情報を各学年団や部活動顧問に伝え、その情報を共有する。また、必要に応じて、いじめ対策委員会とも情報を共有し対策を練る。 <p>家庭への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欠席や遅刻、早退等があった場合、家庭連絡を行い、生徒の変化があれば家庭と学校が協力し、生徒理解に努める体制を徹底する。 |
| ③ いじめへの対処 | <p>いじめの有無の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を得たり、その可能性がある場合は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 <p>いじめへの組織的対応の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>いじめられた生徒への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒とその保護者への支援を必要に応じて行う。 <p>いじめた生徒への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該生徒の周囲の環境を含めた背景を掴み、保護者の協力を得て、毅然とした態度で健全な人間関係が構築できるよう指導を行う。 |

